

令和元年6月26日

平塚市監査委員 高梨 秀美
 同 井澤 郁人
 同 黒部 栄三
 同 府川 正明

監査の結果により講じた措置について（公表）

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

記

- 1 監査実施対象課
 市民病院 経営企画課 病院総務課 医事課 改築推進室
- 2 監査実施日
 平成31年3月28日
- 3 監査結果の公表日
 平成31年4月24日（平塚市監査委員公表第8号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 （指摘事項）</p> <p>（1） 委託契約事務において、病院広報誌作成業務の一部業務を再委託する際、書面による承諾を得ていなかったものや、契約書の契約者名が事業管理者ではなく病院長となっていたものがあった。</p> <p>また、賃貸借契約事務において、共有名義の駐車場用地の賃貸借契約に当たり、委任状等の書類が不足しているにもかかわらず、一部の土地所有者と契約を締結していたものがあった。</p> <p>さらに、修繕にかかる契約事務では、複数の契約において修繕契約約款に定めた完了届が提出されていなかったものがあったほか、各種保険契約事務では、自動車損害共済の解約手続きの一部が遅延しているものがあった。</p>	<p>（1） 一部業務を再委託する際は、口頭で承諾していたものの、書面による承諾を行っていませんでしたので、契約の規定を再認識し、規定どおり処理することを徹底します。また、契約者名は、書類作成及び決裁時の複数回の確認を徹底し、誤りを防止します。</p> <p>共有名義の駐車場用地の賃貸借契約に必要となる委任状について、令和元年度から取得するようにしました。今後も契約締結に当たり委任状の取得を徹底します。</p> <p>令和元年度から備品（医療機器等）の修繕と、施設（空調機等）修繕の修繕契約約款をそれぞれ別に作成し運用します。備品の修繕については、部品類の交換が多いため、完了届の提出は求めず、作業報告書に</p>

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>財務に関する事務 (指摘事項)</p> <p>(1) 収入事務において、図書館施設使用料の収入に当たり、現金取扱いについて指定金融機関等への払い込みが遅れていた。</p> <p>平塚市財務規則に則り事務の方法を再度確認し、今後の事務の執行に当たり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>(1) 指摘事項については、担当者の処理漏れが原因であったため、現金の取扱いや平塚市財務規則等の確認を行うよう指示しました。</p> <p>今後は、このようなことがないように、毎月必ず処理を行う図書館複写サービス収入の処理時にあわせて、図書館施設使用料の収入がないか、担当長及び担当者で図書館施設利用申込書兼調定票の確認を徹底するとともに、適正な事務の執行に努めます。</p>

以 上